

## 第 8 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 9 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二  | 2 番 後藤 操   | 3 番 岩本 孝之  |            |
| 5 番 山室加智子  | 6 番 片山 雅雄  | 7 番 興梠 正信  | 8 番 古澤 勝康  |
| 9 番 佐藤 久康  | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛  | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 |            |
- 欠席委員 4 番 友岡 康幸
4. 議事日程
- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について         |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について         |
| 議案第 3 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について              |
| 議案第 4 号 | 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について |
5. 事務局職員
- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次 長  | 吉弘 泰彦 |
| 係 長  | 長野 リエ |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。定刻になりましたので総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告申し上げます。委員総数 19 名、本日は 4 番委員の欠席のご連絡をいただいております。南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者皆様で唱和致します。それでは皆様ご起立をお願い致します。</p> <p>定刻になりましたので第 8 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 16 番長野委員、17 番増田委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>本日は本来でしたら推進委員さんに出席をいただくところでしたが、熊本県下でも新型コロナウイルス感染症緊急事態の県独自の発令がされておりますので、今回は推進委員さんにはご遠慮いただいております。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>

<p>会長</p>	<p>皆さんおはようございます。今朝はかなり冷え込んでおりまして2～3日前はこのまま春になるのではないかと思っていたのですけれども、さすが2月ということでもとも寒うございました。今日は、先程事務局長さんも言われましたようにコロナがまだもう少しということで終息に至っておりませんので、最適化推進委員さんは今回は遠慮していただいております。今朝は久木野地区、長陽地区の皆様におかれましては現地確認大変お疲れ様でございました。野焼きの方も一関の方ですかね7日の日にあっているようでございます。私共の地区でも中山間地域の法面焼きをしたところがございます。まあ今一だったこともありますけれども早めにやったわけでございます。今後このような天気が続けば各地であぜ焼き等も行われますけれども十分に風向き等も考慮しながらあぜ焼きをやってもらいたいと思っております。それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>只今から第8回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に16番長野秀輝委員、17番増田生志委員を指名します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。おはようございます。それでは議案の朗読を致します。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況です。所在地番 大字中松字上葉山 ■■■■■ 番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■■ m<sup>2</sup> 外1筆計2筆の ■■■■■ m<sup>2</sup> となっております。移動の理由につきましては所有権移転の売買です。 番号2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字中原 ■■■■■ 番 ■■■■■ 地目台帳現況ともに田 ■■■■■ m<sup>2</sup> 所有権移転の売買となっております。 ご審議よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
<p>1番</p>	<p>議案1号1番につきまして1番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりでございます。譲渡人の方でございますが ■■■■■ が亡くなられて相続をしたけれども、県外に住んでおりどうしても耕作できないということで、今まで耕作されていた譲受人の方に土地を売買したいということでございます。農地法3条の所有権移転売買でございます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
<p>9番</p>	<p>議案第1号2番につきまして9番の佐藤が説明致します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人は村内でも有数の畜産農家でありまして、後継者もおられ更なる規模拡大を計画されております。そういうことで土地を探しておられましたところ、今回の譲渡人と協議され所有権移転売買の申請が上がっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致しました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字久石字二の長迫 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的が農家住宅です。使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字西大石 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 ■■■㎡ 外1筆計2筆の ■■■㎡です。転用目的ですけれども個人住宅、研修施設、駐車場、進入道路となっております。転用所有権移転の有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字立野字本村 ■■■番 地目台帳田 現況は雑種地 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆の ■■■㎡ 転用目的は立野ダム建設工事用宿舎と駐車場となっております。転用の理由ですけれども一時転用になりまして、始末書の添付増築となっております。契約の種類は転用の賃借権設定移転となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字立野字本村 ■■■番 ■■■ 地目台帳田 現況雑種地 面積が ■■■㎡ 転用目的は立野ダム建設工事用宿舎・駐車場です。転用理由は一時転用の始末書添付増築となっております。転用の賃借権設定移転です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字立野字本村 ■■■番 ■■■ 地目台帳田 現況が雑種地 面積が ■■■㎡ 転用目的は立野ダム建設工事用宿舎と駐車場です。転用理由は一時転用の始末書添付の増築となっております。転用賃借権設定移転です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字立野字本村 ■■■番 ■■■ 地目台帳田、現況雑種地 面積 ■■■㎡ 転用目的 立野ダム建設工事用宿舎・駐車場 転用理由は一時転用始末書添付の増築です。転用の賃借権設定移転となっております。</p> <p>ここで補足の説明をさせていただきます。番号3, 4, 5, 6番につきましては立野ダムの第一工事であり平成30年8月9日から令和3年3月31日まで一時転用が出ている状況であります。3月31日過ぎてからの一時転用の期間の延長ということで今回申請が上がっております。</p>

それに関連しまして番号6の所在地番[ ]番[ ]につきましては、昨年の令和2年2月に公衆用道路に分筆がされておりまして面積が減りました。減った関係上変更申請ということで、また別の書類を県の方に出す予定でございます。そしてこの[ ]番[ ]につきましては当初事業は駐車場だけでございましたが、昨年の7月8月頃にこちらに届け出がなく増築が二棟あっておりました。従業員の宿舎と洗濯施設・浴槽の増築工事があわせて二棟ありましたので、この点につきましても変更申請ということで今回申請を出す予定であります。合計の面積が番号3、4、5、6あわせて3,000㎡を超えますので、これは常設審議委員会と申しまして県の本庁でまた説明をしなければなりませんので、今月2月22日に私が本庁に行きまして説明を致します。最後に、一時転用につきましては最大3年間ということになっていきますので、3年間に当たる最後の日が今回の令和3年8月8日になっております。8月8日過ぎましても立野ダムはまだできておりませんので、令和3年8月9日以降についてどうするかは本庁に行きまして協議をしてまいりたいと考えております。あと2～3年は立野ダムができないので今のまま宿舎等はあるものと思っておりますので、そこは国交省管轄の工事でありますので、しっかり県庁の方で協議をしてまいりたいと思っております。今回はあくまでも3年間までの8月8日までの一時転用の許可延長でございますので、補足で説明をさせていただきました。

よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。

13番 議案第2号番号1について13番の長崎が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、今回譲受人の方が実家で農業をされたいということで、使用貸借権利設定移転ということで農家住宅になります。何ら問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

9番 議案第2号2番につきまして9番の佐藤が説明致します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人の方は以前には[ ]でありまして[ ]に勤めておられたそうです。[ ]の[ ]の資格を取得され、仕事を退職されて現在では[ ]で医療事務の[ ]として住宅を借りて仕事をしておられます。現況では住宅も狭くなり駐車場もないので今回[ ]の要望もありまして自然豊かな雄大な南阿蘇で自宅兼医療事務研修施設を建設したいと移住を考えられたそうでございます。場所につきましては[ ]の西側に位置しております。それに伴いまして今回申請される自宅兼医療施設の関連で、どうしても進入道路が必要でありますので県道から出入りする道路占有許可も土木事務所へ申請し同意を得ておられます。また土地改良区からの同意書も添付してあります。何ら問題はないものと思われまます。給水排水施設も新たに工事をされる予定でございますので、各関係機関の承諾書も添付されております。ご審議方よろしく申し上げます。

14番 議案第2号3、4、5、6番ついて14番の大塚がご説明申し上げます。この4件は同じ案件ですのでまとめてご説明致します。申請人、申請土地の状況はそれぞ

	<p>れ記載のとおりです。この案件は平成30年8月に許可された一時転用による立野ダム建設工事に関する宿舎・食堂の建設及び駐車場です。今回、令和3年3月に転用許可期限が切れますので、一時転用の許可延長申請が上がっております。先程事務局からも詳しい説明がありましたので、ほとんど説明することもなくなりましたが一部前回の申請と異なる部分がありまして始末書添付による申請となっております。その他は前回と同様でほとんど問題ないものと思われまますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>議長 はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議長 何もなければ、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を致します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい。朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字辛川■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 賃借権設定3年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字吉田字一本杉■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外2筆計3筆■■■■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字上大川原■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外1筆計2筆■■■■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字桑原鶴■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外1筆計2筆■■■■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字桑原鶴■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外4筆計5筆■■■■㎡ 賃借権設定5年です。次のページにまいります。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字西中原■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外2筆計3筆■■■■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字林の下■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 賃借権設定5年 相続権者同意書有となっております。</p>

番号 8 番から 10 番は再設定の案件になりますので朗読は省略させていただきます。

番号 11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字西柳 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構集積 5 年となっております。

番号 12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字馬立 番 地目台帳田、現況雑種地 面積 m<sup>2</sup> 外 3 筆計 4 筆 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構の売買の案件となっております。

以上、新規案件 9 件再設定 3 件ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 はいありがとうございます。朗読が終わりましたが、番号 5 については の案件でございますので番号 5 を先に審議致します。 の退席をお願いし、番号 5 の地元委員の説明をお願い致します。

10 番 議案第 3 号の 5 番について 10 番の興呂木が説明致します。申請人、申請土地の状況は議案書のとおりでございます。譲渡人の方は市内の方に住んでおられまして農業ができないということで、今まで譲受人の方がずっと管理されてまいりました。その中で今回正式に小作契約ということで賃借権設定 5 年の申請があがっております。譲受人の方は畜産と稲作に力を置かれまして地域の担い手としても頑張っておられます。問題はないと思われまますのでよろしくご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので番号 5 の審議に入らせていただきます。よろしくお願ひ致します。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。異議なしということでございます。それでは議案第 3 号番号 5 の経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め議案第 3 号番号 5 は原案どおり可決致しました。

続きまして、他の新規案件について地元委員の説明をお願い致します。

2 番 議案第 3 号 1 番につきまして 2 番の後藤がご説明申し上げます。  
譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりです。譲受人の方は畜産農家で飼料作物を植えるためにここ 5～6 年耕作されておりましたが、今まで小作契約をしておられませんでした。今年から正式に小作契約を結ばれまして飼料作物を植えるということでございますので何ら問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひ致します。

3 番 議案第 3 号 2 番について 3 番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲受人の方はここ数十年譲渡人の土地を耕作されておられまして、今回正式な手続きを踏まえての賃借権設定 5 年となっております。

	<p>す。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
13番	<p>議案第3号番号3について13番の長崎が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書のとおりです。譲渡人の方が今回作業される方を探しておられまして、譲受人の方との話がまとまりました。何ら問題はないと思われま</p> <p>す。番号4について説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲渡人の方が今までそばを植えておられましたが、もう作業の方ができないということで作業される方を探しておられまして今回話がまとまりました。何ら問題はないと思われま</p> <p>す。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
11番	<p>議案第3号番号6、7について11番の長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地については議案書記載のとおりです。譲渡人は以前から耕作を他者に依頼されていましたが、今回同じ集落で農業を営む譲受人に賃借権設定が行われることになり合意されました。譲受人は若い後継者で規模拡大をされています。同じ集落でもあり何ら問題はないと思われま</p> <p>す。7番については相続権者同意書があります。ご審議よろしくお願</p> <p>いします。</p>
事務局	<p>議案第3号11番、12番につきまして事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりです。</p> <p>11番につきましては、譲渡人の方は昨年■■■■を亡くされており、ハウスごと農地を同じ地区の認定農業者の方に貸付けておられました。その借り受けておられた認定農業者の元で農業研修生として研修を受けていた今回括弧書きで書いております譲受人の方が4月から就農されるということで、農業公社を通してハウスごと農地を借受けられる5年間の案件となっております。</p> <p>12番につきまして、譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。この案件は昨年11月に農業委員会総会において所有者から公社が買い入れという審議を決議していただいたものです。今回公社から譲受人である法人に売渡の案件となります。11月総会時にもご説明しておりますが、場所は■■■■の■■■■の道向かいの農地で、以前から譲受人である法人のハウス、事務所等がある農地となっております。今回の審議を経て公社から譲受人に所有権移転の登記が行われる議案となっております。以上ご審議よろしくお願</p> <p>い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決致しました。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きますして議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読致します。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1：所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字鳥越■■■■番地目台帳畑 現況原野 面積■■■■㎡ 農振区分は農振白地となっております。現在の土地の状況 竹及び雑木が繁茂している状況です。現況確認日は令和3年1月20日、農地・非農地の判断区分は非農地と判断しております。あわせて説明もさせていただきます。議案書の一番最後のページに、航空写真で地番と写真も添付しておりますのでご覧ください。この農地は平成14年2月に温泉・宿泊施設を事業計画とした農地法5条の転用許可が出ている農地となっております。許可は出ておりましたが事業が実施されず所有権移転のみ登記された状態となっております。場所は平成28年熊本地震で土砂災害の被害を受けた■■■■の下になっており、現在も砂防工事等が行われているところです。西側南側には分譲住宅地が広がっており、北側東側は山際で山林が広がっております。また現所有者については平成14年に登記をして所有者になっておられますが、農業は全くされておらず転用許可時点から耕作がされている状況ではありません。現地の写真を見ていただいても原野化しておりまして、傾斜のある山際になる農地であり今後農地としての復元は難しいと判断しております。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議のない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、3月の総会の日程を決めておきたいと思えます。会場の関係で令和3年3月10日に開催したいと思えますがいかがでしょうか。</p> <p>この会場が確定申告で使えませんが3月は久木野の総合センターになりますが、10日は都合が悪い方がおられるので9日火曜日にします。</p> <p>それでは3月の総会開催日につきましては、令和3年3月9日火曜日10時から行いますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は18番野田政輝委員、19番渡邊和徳委員にお願いします。その他で委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>



事務局	<p>吉弘次長から説明</p> <p>① 3月農業委員総会の会場について</p> <p>② 別紙「農地を探しています」金田友里氏について</p> <p>③ 農業委員・農地利用最適化推進委員政治活動及び選挙運動について</p>
議長	<p>他にないですか。それでは今からだんだん暖かくなります。野焼きやあぜ焼きも行われますけれども、火の取扱いには十分注意しながらあぜ焼きをされる時には消防署には連絡しておいた方がいいです。私も苦い経験がありますので。コロナウィルスも終息には向かっておりますがまだまだ用心はしてください。春の植木市も始まっております。集団行動しないようお願い致します。また3月に会いましょう。それでは以上をもちまして第8回農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。お疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 10時59分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和3年3月9日

農業委員会会長

印

議事録署名委員

16番

印

議事録署名委員

17番

印